

公共事業環境配慮書(案)

| 事業名称                         |  |      |
|------------------------------|--|------|
| 事業名                          | 県営畑地帯総合土地改良事業  |      |
| 整理番号                         | 31-11  |      |
| 事業の種類                        | かんがい排水施設の更新  |      |
| 市町村名                         | 長野市  |      |
| 箇所名                          | 川田長原地区(長野市若穂川田)                                      |      |
| 事業年度                         | 平成30年度～令和4年(2022年度)                                  |      |
| 事業概要                         |  |      |
| 目的                           | 畑地かんがい施設の更新整備を実施し、作物の品質と生産性の維持による効率的かつ安定した農業経営の推進を図る |      |
| 計画概要(延長・幅員・面積・工種など)          | 畑地かんがい施設 塩ビ管φ75～200 L=11km(A=27.0ha)                 |      |
| 関連する事業計画                     | なし   |      |
| その他特記事項                      | なし   |      |
| 関係法令等の規制                     |  |      |
| 自然環境保全地域等の指定状況               | なし   |      |
| 土地利用規制の状況                    | 農業振興地域の整備に関する法律<br>文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地                |      |
| その他                          | なし   |      |
| 社会的要素                        |  |      |
| 留意すべき地域の概況                   |  |      |
| 交通の現況                        | 事業区域の北側に上信越自動車道が位置する。                                |      |
| 土地利用の現況                      | 樹園地・丘陵である。   |      |
| 生活関連施設の現況                    | 周辺に住居が集合している。  |      |
| その他                          | 特になし   |      |
| 自然的環境要素                      |  |      |
| 環境配慮の方針                      |  |      |
| 大気環境                         | 留意すべき地域の概況   | 特になし |
|                              | 【大気汚染の防止】  |      |
|                              | ・資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行はできるだけ避ける。                      |      |
|                              | ・排出ガス対策型の車両や機械を使用する。                                 |      |
|                              | ・道路の散水、車両や機械の清掃等を行い、粉じんの飛散を防止する。                     |      |
| 【騒音、振動の防止】                   |  |      |
| ・夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働をできるだけ避ける。 |  |      |
| ・低騒音・低振動型の建設機械を使用する。         |  |      |
| 【悪臭の防止】                      |  |      |
| ・想定される影響はない。                 |  |      |
| 水環境                          | 留意すべき地域の概況   | 特になし |
|                              | 【水質汚濁の防止】  |      |
|                              | ・現場事務所からの生活雑排水を適正に処理する。                              |      |
|                              | ・沈砂池・沈澱池や濁水処理装置等を設置し、濁水や油脂類の排水を避ける。                  |      |
|                              | 【水循環の保全】   |      |
| ・想定される影響はない。                 |  |      |
| 地形・地質                        | 留意すべき地域の概況   | 特になし |
|                              | 【環境の保全上重要な地形・地質の改変の回避】                               |      |
|                              | ・想定される影響はない。   |      |
|                              | 【改変面積の最小化】   |      |
|                              | ・想定される影響はない。   |      |

|   |   |  |
|---|---|--|
| 野生動植物                                     | 留意すべき地域の概況  | 長野市田園環境整備マスタープランにおける環境配慮区域である。<br>平成29年5月、6月に地元水利組合と環境情報協議会を行った。 |
|   | 【自然環境の保全上重要な地域の改変の回避】   |  |
|   | ・想定される影響はない。  |  |
|   | 【野生動植物の生息・生育空間の保全】  |  |
|   | ・施工にあたり、施工時期・施工方法に十分配慮し、自然保護に努める。<br>・工事機械を搬入する際に、機体の汚れがないか確認し、外来植物が侵入しないように留意する。 |  |
|   | 【動物の繁殖期における影響の低減】   |  |
|   | ・想定される影響はない。  |  |
| 景観  | 留意すべき地域の概況  | 特になし   |
|   | 【すぐれた景観の保全】   |  |
|   | ・想定される影響はない。  |  |
|   | 【良好な景観の育成】  |  |
|   | ・想定される影響はない。  |  |
|   | 【動植物への負担の少ない形状・素材の使用】   |  |
|   | ・想定される影響はない。  |  |
| 自然とのふれあい                                  | 留意すべき地域の概況  | 特になし   |
|   | 【自然とのふれあいの場への立地の回避】   |  |
|   | ・想定される影響はない。  |  |
|   | 【自然とのふれあい空間の創出】   |  |
| ・想定される影響はない。                              |   |  |
| 文化財等                                      | 留意すべき地域の概況  | 周知の埋蔵文化財包蔵地がある   |
|   | 【文化財等への配慮】  |  |
| ・令和2年度以降試掘を行い、包蔵地の場合は、文化財調査を行った後に工事に着手する。 |   |  |
| 廃棄物・<br>建設残土                              | 【建設廃棄物や建設残土の発生抑制】   |  |
|   | ・建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。  |  |
|   | 【建設廃棄物や建設残土のリサイクル】  |  |
|   | ・現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。   |  |
| 【資源の有効利用】                                 |   |  |
| ・再生As合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土等再生資材の利用に努める。   |   |  |
| 省資源・<br>省エネルギー・<br>温室効果ガス                 | 【環境への負荷の少ない機械の利用等】  |  |
|   | ・低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。  |  |
|   | ・アイドリングストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。  |  |
|   | ・点検整備を行い、適正な燃費消費率を維持する。   |  |
|   | 【エネルギーの有効利用】  |  |
| ・想定される影響はない。                              |   |  |
| 日照阻害・<br>電波障害・<br>光害                      | 【日照阻害への配慮】  |  |
|   | ・想定される影響はない   |  |
|   | 【電波障害への配慮】  |  |
|   | ・想定される影響はない   |  |
| 【光害への配慮】                                  |   |  |
| ・想定される影響はない                               |   |  |